令和 6 年度第 2 回情報公開·個人情報保護審議会 資料

令和6年9月4日

行政総務課長 様

地域福祉課長

個人情報取扱事務登録票作成届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第3条第1項の規定により、別紙のとおり個人情報取扱事務登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 地域福祉課 福祉総合相談担当

大澤・關口

内 線 3224

(作成)

登録番号	_	開始年月日	令和6年11月1日
------	---	-------	-----------

事務の名称	かながわ障害者等用駐車区画利用証制度に関すること
事務の概要	障害者等用駐車区画の適正な利用を推進するため、当該駐車区画を利用できる者(障害等により歩行が困難又は移動に配慮が必要な者)を明確にし、利用証を交付するかながわ障害者等用駐車区画利用証制度の実施に関し、市は県と協力して、本人等から氏名、住所、電話番号、生年月日及び交付区分に応じた確認書類等の個人情報を収集し、利用証の交付及び交付状況の管理を行う。
作成した登録票	別添

備考	
VIII 75	

個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	地域福祉課、障がい福祉課、介護保険課、こども育成相談課、地域保健課、保健予防課									
登録番号	-	-								
事務の名称	か	ながわ障害者等用	用駐	車区画利用証制	度に	関すること				
開始年月日	令;	和6年11月1日								
変更年月日										
個人情報を取り扱う根拠法令等	か	かながわ障害者等用駐車区画利用証制度実施要綱								
取り扱う個人情報の範囲	か	ながわ障害者等用	用駐	車区画利用証の	交付	対象者の個人情	報			
個人情報を取り扱う目的	か	ながわ障害者等月	用駐	車区画利用証の	交付	かため				
	基:	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目
		個人番号		親族関係		職業・職歴		資産状況		団体加入
	0	氏名		婚姻歴		学業・学歴		収入状況		趣味・し好
		整理番号		家族状況		地位		納税状況		意見・要望
		本籍		居住状況		資格		取引状況		相談記録
		国籍				成績・評価		公的扶助	\circ	公的制度利用状況
個人情報の項目名	0	住所				賞罰				
回八月秋の久口石	_	電話番号				A D				
	0		Ζ,				Υ,		_	
	0	生年月日	Ζ,		Ζ,		Ζ,		Ζ,	
		年齢	Ζ,		Z,		Z,		Ζ,	
		性別	Z,		Z,		Z,		Ζ,	
		続柄	\angle		\angle		\angle			
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障 害		刑事事件に関す る手続		
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴		健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続		
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実	0	医師等による指 導・診療・調剤			-	
収集の相手方及び方法	本.	人又は代理人から	ඉ	文書により収集						
事務担当課かい以外の 利用する課かい										
提供先	神奈川県									
提供する項目	個.	人情報の項目名す	トベ	· T						
提供方法	電	電子メール								

	かながわ障害者等用駐車区画利用証交 付台帳	電子	
使用する「個人情報記録」			
Z/IJ 7 0 1 IEJ X IR TK BUSK]			
備考			

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者等用駐車区画の適正な利用を推進するため、当該駐車区画を利用できる者を明確にし、利用証を交付するかながわ障害者等用駐車区画利用証制度(以下「本制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本制度の実施主体は、神奈川県(以下「県」という。)及び本制度を県と共同で実施することについて合意した市町村(以下「制度実施市町村」という。)とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において「障害者等用駐車区画」とは、次の各号に掲げる駐車区画の総称とする。
 - (1) 車椅子使用者用駐車区画(神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則(平成8年神奈川県規則第1号)別表第2の1の表3の項に定める構造の駐車区画をいう。)
 - (2)優先駐車区画(障害等により歩行が困難又は移動に配慮が必要な者(以下「歩行困難者等」という。)の利用に供するために設定した駐車区画であって、車椅子使用者用駐車区画以外のものをいう。)

(県等の役割)

- 第4条 県は、障害者等用駐車区画の適正な利用を推進するための利用証(第1号様式。以下「利用証」という。)を定めるとともに、利用証の作成、交付及び交付状況の管理等を行う。
- 2 県は、不特定かつ多数の者が利用する駐車場を有する施設の管理者(以下 「施設管理者」という。)に対し、施設の出入口にできるだけ近い駐車区画を 優先駐車区画として設定するよう依頼すること等により、歩行困難者等の利 用に適した駐車区画の確保に努める。
- 3 制度実施市町村は、県と協力して利用証の交付及び交付状況の管理を行う。
- 4 施設管理者は、障害者等用駐車区画の設置に努めるとともに、当該区画を設置した場合は当該区画の付近に障害者等用駐車区画であることを表示する標識を設ける。
- 5 県、制度実施市町村及び施設管理者は、本制度の普及啓発及び障害者等用駐車区画の適正な利用の促進に努める。

(利用証の交付対象者、交付基準及び有効期間)

第5条 利用証の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。) は、神奈川県内に住所を有する歩行困難者等とし、交付基準及び有効期間は別 表のとおりとする。

(利用証の交付申請)

- 第6条 利用証の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、県又は制度実施市町村(申請者の住所地の所在する市町村に限る。以下、本条、第8条及び第12条において同じ。)に申請するものとし、申請方法はその申請先に応じ、次の各号に掲げる内容によるものとする。
 - (1) 県に対する申請

申請者が、かながわ障害者等用駐車区画利用証交付申請書(第2号様式)を郵送により提出する方法又は e-kanagawa 電子申請の申請フォームに必要事項を入力して送信する方法により申請する。

- (2) 制度実施市町村に対する申請 制度実施市町村が認める申請方法により申請する。
- 2 申請者は、前項の申請に当たっては、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同 表に掲げる確認書類の写しを添付しなければならない。
- 3 申請者に代わり、代理人として第1項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。なお、代理人が当該申請をする場合は、前項の確認書類に加え、代理人の身分証明書の写しを添付しなければならない。
 - (1) 申請者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判が なされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
 - (3)親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で県 又は制度実施市町村が特に認める者

(誓約・同意事項)

- 第7条 申請者は、利用証の交付を受けるに当たり、次の各号に掲げる事項について、誓約・同意するものとする。
 - (1) 利用証の交付は対象者1人につき1枚と理解し、重複して申請したり、本人以外の者に貸与又は使用させたり、譲渡しないこと。ただし、妊産婦として交付された利用証について、乳児出産後に当該乳児の同伴者が使用する場合はこの限りでない。
 - (2) 利用証は、交付を受けた以外の目的で使用しないこと。
 - (3) 有効期間が満了した場合又は障害の軽減等により交付対象者の要件を 欠いた場合には、裁断する等により、直ちに交付された利用証を破棄する

こと。

- (4) 利用証を持っていても、駐車ができない場合があることを理解すること。
- (5) 障害者等用駐車区画を必要とする者の中には、外見上、障害があることがわかりづらい方がいることを理解すること。
- (6) 同乗者の介助等により歩行や車からの乗降が容易になる場合は、障害者等用駐車区画を必要とする方のために、一般の駐車区画を利用すること。
- (7) 車椅子使用者等ほど広い幅を必要としない者は、優先駐車区画が設置されている場合は、当該区画を利用することで、車椅子使用者用駐車区画に関し、車椅子使用者等の利用に配慮すること。

(利用証の交付)

第8条 県又は制度実施市町村は、申請者が交付対象者であることを確認した ときは、利用証を交付するものとする。

(交付申請等の特例)

- 第9条 所属する会員に対して健康又は福祉に関する役務を提供する法人(以下「特例法人」という。)は、当該法人に所属する会員のうち利用証の交付を受けようとするもの(以下「利用希望者」という。)が5人以上、かつ当該利用希望者が次の各号に掲げる全ての要件を満たすことを確認したときは、かながわ障害者等用駐車区画利用証特例交付申請書(第3号様式)により、当該利用希望者に代わり、県に利用証の交付を申請することができる。
 - (1) 別表に掲げる交付対象者(身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病 患者及び高齢者等に限る。) であること。
 - (2) 第7条の誓約・同意事項に誓約・同意していること。
- 2 特例法人は、前項の規定により申請するときは、特例法人の定款又は寄付行 為の写しを提出するものとする。
- 3 県は、第1項の規定による申請に対し、当該申請を行った特例法人を通じて 利用希望者に対して利用証を交付するものとする。

(利用証の使用)

- 第 10 条 第8条又は前条第3項の規定により利用証の交付を受けた者(以下、「利用者」という。)は、障害者等用駐車区画を利用するときは、利用証を車両の外側から容易に識別できる位置に掲示するものとする。
- 2 利用証は、利用者が車両から乗降する場合に限り使用することができる。

(利用証の再交付)

第11条 利用者は、利用証の更新、紛失又は破損等のため利用証の再交付を受けようとするときは、県又は制度実施市町村に対し、第6条の規定による申請

をするものとする。

(勧告)

第12条 県又は制度実施市町村は、利用者が第7条の誓約・同意事項に反した 事実を確認した場合又は本制度の運用に支障を生じさせた場合は、当該利用 者に対して利用証の破棄又は返却を求めることができる。

(利用証の相互利用)

第13条 本県以外の地方公共団体において、同様の制度により交付された利用証は、本制度における利用証と同様に取り扱うものとする。

(報告)

第14条 制度実施市町村は、利用者の申請内容や交付状況等について、四半期ごと(各年度6月末・9月末・12月末・3月末)に取りまとめ、その翌月10日(ただし、10日が日曜日若しくは土曜日又は休日(以下「日曜日等」という。)に当たる場合は、直後の日曜日等でない日とする。)までに県に報告する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。ただし、第6条から第14条の規定は別に定める日から適用する。

別表(第5条、第6条、第9条関係)

	区分	交付基準	確認書類	有効期間
身	視覚障害	4級以上の者	身体障害者手帳	無期限
体	聴覚障害	3級以上の者		(対象者としての基
身体障害者	平衡機能障害	5級以上の者		準に該当しなくなる
者	肢上肢	2級以上の者		まで)
\bigcirc	体 下肢	6級以上の者		
※ 1	不自体幹	5級以上の者		
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	2級以上の者		
	機能障害移動機能	6級以上の者		
	内部障害 (免疫機能障害を含む)	4級以上の者		
知的	障害者	療育手帳の障害程度の欄がA2以上の者	療育手帳	
精神	障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳	
難病	詩患者	特定疾患医療受給者	次に掲げるいずれか	
		特定医療費(指定難病)受給者	•特定疾患医療受給者証	
		小児慢性特定疾病医療受給者	•特定医療費(指定難病)受給者証	
			•小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢	者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の者	介護保険被保険者証	
上記	2の区分に準ずる者		次に掲げる全て	
			・「区分」に対応した確認書類(難	
			病患者の場合は「登録者証(指	
			定難病)」)	
			・医師の診断書又は医師若しく	
100			は療育機関等の意見書	
姓産	≦婦(※2)	母子健康手帳取得時~出産(予定)日の翌日から	母子健康手帳	母子健康手帳取得
		1年までの者		時~出産(予定)日
	N 1 444		W balli War A	の翌日から1年
けか	5人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別ないと思いいます。	1	必要と認められる
		別な配慮が必要であると認められる者	・医師の診断書又は意見書	期間(知題が明されてわ
			・身分証明書(運転免許証、マイ	(期間が明らかでな
			ナンバーカード等)	い場合は1年以内)

- (※1) 同一部位に関する障害が重複し、要件該当級以上である場合は、当該区分の総合級により判定する。
- (※2) 妊産婦として交付された利用証については、乳児出産後は当該乳児を同伴する場合に限り、その同伴者が使用することができる。

第1号様式(第4条関係)

(期限なし)





かながわ障害者等用駐車区画利用証交付申請書

申請日	
更新・再交付(紛失・破損等)の場合は"〇"を記入→	

神奈川県知事 又は 市町村長 殿

私は歩行が困難又は移動に配慮が必要であるため、裏面の【誓約・同意事項】の内容の全てに 誓約・同意の上、かながわ障害者等用駐車区画利用証の交付を申請します。

1. 申請者(交付対象者)

(フリガナ) 氏 名	生年月日 (西暦で記載)			住	所			
		〒	-		電話	()	

※ 代理人による申請の場合は、「代理人欄」に記入ください。

		代:	理人	氏 名	申請者との関係		代 理 人 住 所	
代理						申請者と同じ(異なる場合は下記に記載)		
人欄	代理人電話	番号		申請者の承諾等			確認書類	窓口
	()			申請者から承諾を受けている 又は法定代理人である。	5	申請者	人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等) 皆の戸籍謄本(未成年後見人の場合) 引登記簿の写し(成年後見人、保佐人、補助人の場合)	

2. 交付区分

項番	区分			交付	基準	等級等	確認書類(※)	窓口	利用証の種類
1		視覚障害		1級~4級		級			
2		聴覚障害	聴覚障害	2級、3級		級			
3		邶見 牌音	平衡機能障害	3級、5級		級			
4			上肢	1級、2級		級			
		肢体 不自由	下肢	1級~6級		級	身体障害者手帳		
6	障害者		体幹	1級~3級、5級		級	好体障告有于帳		
7		脳原性 運動機能	上肢機能	1級、2級		級			
8			移動機能	1級~6級		級			
9		内部障害	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう 又は直腸・小腸	1級、3級、4級		級			無期限
10		기마(부디	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能・肝臓機能	1級~4級		級			利用証
11	知的障害	害者		療育手帳の障害程度A1、A2		療育手帳			
12	精神障害	書者		精神障害者保健社	晶祉手帳 1級	級	精神障害者保健 福祉手帳		
				特定疾患医療受終	合者				
13	難病患者	Ť		特定医療費(指定	難病)受給者		受給者証		
				小児慢性特定疾病	病医療受給者				
14	高齢者等	<u></u>		要介護状態区分1~5		要介護	介護保険被保険者証		
15	(「等級等	区分に準ずる 等」に該当しる 認められる	ないが、利用証の交付が	準ずる「区分」の「項番」:			「区分」に対応した確認 書類(難病患者の場合は 「登録者証(指定難病)」) 医師の診断書又は医師・ 療育機関等の意見書		
16	妊産婦			出産(予定)日	年	月日	母子健康手帳		
17	けが人等	Ť		年 月 必要な期間 (診断書に期間の記 要な期間が不明な 日から1年以内)			医師の診断書又は 意見書 身分証明書		有期限 利用証

(※)駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者は、記載の確認書類に代えて、当標章を提示することも可能です。

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、口にチェック(✔)してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 利用証の交付は対象者1人につき1枚と理解し、重複して申請したり、本人以外の者に貸与又は使用させたり、譲渡することはしません。(妊産婦として交付された利用証について、乳児出産後に当該乳児の同伴者が使用する場合を除く。)
- ② 利用証は、交付を受けた以外の目的で使用しません。
- ③ 有効期間が満了した場合又は障害の軽減等により交付対象者の要件を欠いた場合には、裁断する等により、直ちに交付された利用証を破棄します。
- 利用証を持っていても、駐車ができない場合があることを理解します。(障害者等用駐車区画が満車である場合など。)
- (5) 障害者等用駐車区画を必要とする者の中には、外見上、障害があることがわかりづらい方がいることを理解します。
- ⑥ 同乗者の介助等により歩行や車からの乗降が容易になる場合は、障害者等用駐車区画を必要とする方のために、一般の駐車区画を利用します。

【幅の広い駐車区画を必要としない方】

⑦ 優先駐車区画(必ずしも幅の広い駐車区画を必要としない方のために、入口近くに確保された区画)が設置されている場合は、当該区画を利用することで、幅の広い駐車区画に関し、車椅子使用者等の利用に配慮します。

【利用証を郵送交付する場合の取扱い】

・利用証を郵送交付する場合は、原則として、申請書記載の申請者の「住所」に送付します。 送付先の変更を希望する場合には、下記の欄に、送付先住所を記載してください。

□ 次のとおり送付先の変更を希望します。

		送付先住所	宛先氏名
₹	_		□ 申請者名と同じ(異なる場合は下記に記載)

【手帳等の写しを取る場合の注意事項】

「氏名」「住所」「区分(●●機能障害など)」「等級等」の記載も含めて、写しを取ってください。手帳によっては、カバーから出す必要があります。

<例>神奈川県が発行する身体障害者手帳(カード形式)



【交付窓口記入欄】

交付(郵送)年月日	交 付 番 号(※)	(有期限利用証の場合) 有効期限

台帳(システム)登録日

※妊産婦(多胎児を出産した者に限る)については、出生後1年未満の者の人数を上限に利用証を交付できる取扱いとしています。この取扱いに基づき、複数枚の利用証を交付した場合は、「交付番号」欄に交付した複数の交付番号を併記してください。

<有期限利用証に記入する期限について>

区分	有効期間
妊産婦	出産(予定)日の翌日 から1年
けが人等	必要な期間

申請書記載内容							
出産(予定)日 令和7年2月1日							
必要な期間	令和7年8月11日	まで					



設定する有効期限 令和8年2月1日 令和7年8月11日

第3号様式(第9条関係)

かながわ障害者等用駐車区画利用証特例交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所 法人(団体)名 代表者氏名

次の利用希望者が交付対象者であることを確認しましたので、かながわ障害者等用 駐車区画利用証制度実施要綱第9条第1項の規定により、かながわ障害者等用駐車区 画利用証の交付を申請します。

1 利用希望者

別紙「かながわ障害者等用駐車区画利用証利用希望者一覧表」のとおり

2 添付書類

定款又は寄付行為の写し

【利用希望者に対する確認事項】

(1) 障害等により歩行が困難又は移動に配慮が必要な者であって、次の交付基準に該当していること。

		区分	交付基準			
	視覚障害		1級~4級			
	聴覚障害	聴覚障害	2級、3級			
		平衡機能障害	3級、5級			
	肢体 不自由	上肢	1級、2級			
身体		下肢	1級~6級			
障害者		体幹	1級~3級、5級			
	脳原性	上肢機能	1級、2級			
	運動機能 障害	移動機能	1級~6級			
	内部障害	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう 又は直腸・小腸	1級、3級、4級			
	以即附告	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能・肝臓機能	1級~4級			

区分	交付基準
知的障害者	療育手帳の障害程度A1、A2
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1級
	特定疾患医療受給者
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者
	小児慢性特定疾病医療受給者
高齢者等	要介護状態区分1~5

- (2) 次の事項について、誓約・同意していること。
- ・ 利用証の交付は対象者1人につき1枚と理解し、重複して申請したり、本人以外の者に貸与又は使用させたり、譲渡しないこと。
- ・ 利用証は、交付を受けた以外の目的で使用しないこと。
- ・ 有効期間が満了した場合又は障害の軽減等により交付対象者の要件を欠いた場合には、裁断する等により、直 ちに交付された利用証を破棄すること。
- ・ 利用証を持っていても、駐車ができない場合があることを理解すること。
- ・ 障害者等用駐車区画を必要とする者の中には、外見上、障害があることがわかりづらい方がいることを理解すること。
- ・ 同乗者の介助等により歩行や車からの乗降が容易になる場合は、障害者等用駐車区画を必要とする方のため に、一般の駐車区画を利用すること。
- ・ 車椅子使用者等ほど広い幅を必要としない者は、優先駐車区画が設置されている場合は、当該区画を利用する ことで、車椅子使用者用駐車区画に関し、車椅子使用者等の利用に配慮すること。

【連絡先】

住	所	¯
担当者	氏名	
電話	番 号	
電子メール	レアト゛レス	13

かながわ障害者等用駐車区画利用証利用希望者一覧表

Α	В	С	D	E	F	G	Н	I	J	K	L	М
₩ □	郵便番号		住所		氏名	氏名(カタカナ)	生年月日	電話番号			区分	交付基準
苗万	型使留方	都道府県	市町村名	地番	氏 石	氏石(ガダガナ)	土平月口	电抽凿方	大区分	中区分	小区分	义刊基準
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

記入要領

亅欄	大区分	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者等の別を記入
K欄	中区分	(身体障害者の場合)視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、脳原性運動機能障害、内部障害 の別を記入
L欄	小区分	(聴覚障害の場合) 聴覚障害、平衡機能障害 の別を記入 (肢体不自由の場合) 上肢、下肢、体幹 の別を記入 (脳原性運動機能障害の場合) 上肢機能、移動機能 の別を記入 (内部障害の場合) 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能 の別を記入
M欄	交付基準	交付基準を参考に記入

※様式は加工しないこと。特に行列の追加・削除等はしないこと。(行が不足する場合は、もう1枚本表を作成する。)

様式2 (第4条関係)

令和6年6月25日

行政総務課長 様

保険年金課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 保険年金課年金担当

内 線 1171-1173

(変更)

			1,,
登録番号	7-2-7	変更予定年月日	令和6年6月20日

事務の名称	国民年金制度の普及に関すること (各種届出受付事務)								
変更理由	障害基礎年金請求に関する相談記録について、これまで紙帳票により管理していたが、令和6年6月20日より電子帳票管理に変更し、特定の保有個人情報を容易に検索できるようにするため。								
変更後の登録票	別添								
変更事項	変更前	変更後							
個人情報の項目名 の追加		<u></u> 相談記録							
要配慮個人情報の取 扱い	健康診断等の結果 医師等による指導・ 診療・調剤	○ 健康診断等の結果 ○ 医師等による指導・ 診療・調剤							
収集の相手方及び方法	①日本年金機構から電子データにより収集 ②本人から申請書により収集③ 国民年金システム、住民記録システム、個人住民税システムから収集	①日本年金機構から電子データにより収集 ②本人から申請書により収集③ 国民年金システム、住民記録システム、個人住民税システムから収集 ④本人からの聴取							
提供する項目	氏名、個人番号、整理番号、本籍、国籍、住所、電話番号、生年月日、年齢、性別、続柄、家族状況、収入状況、公的扶助、病歴、心身の機能の障害	氏名、個人番号、整理番号、本籍、国籍、住所、電話番号、生年月日、年齢、性別、続柄、家族状況、収入状況、公的扶助、相談記録、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導・診療・調剤							

使用する「個人情報記録」	国民年金被保険者台帳 電子 裁定請求者受付簿 電子	国民年金被保険者台帳 電子 裁定請求者受付簿 電子 障害基礎年金相談票 電子
備考		

個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	保	保険年金課										
登録番号	7-2-7											
事務の名称	国民年金制度の普及に関すること(各種届出受付事務)											
開始年月日	平成12年4月1日											
変更年月日	令和6年6月20日											
個人情報を取り扱う根拠法令等	国民年金法 国民年金法施行令											
取り扱う個人情報の範囲	被	保険者の個人情報	寂									
個人情報を取り扱う目的	年:	金に係る各種届品	出の	受付事務の遂行の	のた	: W						
	基	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目		
	\cap	個人番号		親族関係		職業・職歴		資産状況		団体加入		
	Ľ	氏名		婚姻歴		学業・学歴		収入状況		趣味・し好		
			F				0					
	_	整理番号	0	家族状況		地位		納税状況		意見・要望		
	0	本籍		居住状況		資格		取引状況	0	相談記録		
	0	国籍				成績・評価	0	公的扶助				
個人情報の項目名	0	住所				賞罰						
	0	電話番号	1				/					
	0	生年月日	1/		/		/		7			
	_	年齢	1/		/		/		/			
		性別	Υ,		Υ,		Υ,		Υ,			
			Υ,		Ζ,		Ζ,		Ζ,			
	O	続柄	\vee		/							
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障 害		刑事事件に関す る手続				
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴	0	健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続				
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実	0	医師等による指 導・診療・調剤			_			
収集の相手方及び方法	-			:子データにより! 住民税システム:				–	年金	金システム、住		
事務担当課かい以外の 利用する課かい	市	民課、小出支所										
提供先	日:	本年金機構										
提供する項目	個人情報の項目名すべて											
提供方法	文	書										

	国民年金被保険者台帳	電子	
	裁定請求者受付簿	電子	
使用する「個人情報記録」	障害基礎年金相談票	電子	
実用する 八情報記録]			
備考			

令和6年6月25日

行政総務課長 様

保険年金課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの 名称	国民年金関係書類受付処理簿
変更予定年月日	令和6年6月20日
当該個人情報ファイ	
ルに係る個人情報フ	別添
ァイル簿	

備考	
IIII 75	

事務担当 保険年金課年金担当 内 線 1171-1173

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金関係書類受付処理簿					
行政機関等の名称	市長					
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	保険年金課					
個人情報ファイルの利用目的	年金に係る各種届出の受付事務の遂行のため					
記録項目	1個人番号、2氏名、3整理番号、4本籍、5国籍、6住所、7電話番号、8生年月日、9年齢、10性別、11続柄、12婚姻歴、13家族状況、14収入状況、15公的扶助、16相談記録、17病歴、18心身の機能の障害、19健康診断等の結果、20医師等による指導・診療・調剤					
記録範囲	被保険者の個人情報					
記録情報の収集方法	①日本年金機構から電子データにより収集②本人から申請書により収集③国民年金システム、 住民記録システム、個人住民税システムから収集④本人、代理人からの聴取					
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まれる					
記録情報の経常的提供先	日本年金機構					
開示請求等を受理する組織の	(名 称) 茅ヶ崎市経営総務部行政総務課					
名称及び所在地	(所在地) 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1					
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等						
	法第60条第2項第1号					
個人情報ファイルの種別	政令第21条第7項に該当するファイル					
	■ 有 □ 無					

行政機関等匿名加工情報の提	
案の募集をする個人情報ファ	
イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提	
案を受ける組織の名称及び所	
在地	
行政機関等匿名加工情報の概	
要	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案を受ける	
組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案をするこ	
とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情	
報が含まれているときはその	
印	
備考	

様式1 (第3条関係)

令和6年10月11日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報取扱事務登録票作成届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第3条第1項の規定により、別紙のとおり個人情報取扱事務登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 障がい者支援担当

荒井

内 線 3216

(作成)

登録番号	7 - 4 - 38	開始年月日	令和6年10月1日
------	------------	-------	-----------

	障害児(者)の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること
事務の名称	(医療的ケア児等への支援に関する事務)
	医療的ケアが必要な18歳未満の児童を看護する家族に休息を
	とっていただくため、訪問看護ステーション、放課後等デイサー
	ビス事業者に市が委託し、事業所の看護職員等が家族に代わり医
	療的ケア児の看護を年間最大48時間の範囲でしていただく医療
	的ケア児在宅レスパイト事業を令和6年10月1日から実施しま
事務の概要	した。
	個人情報の取扱いにつきましては、利用決定の際に基本情報と
	して「申請者(保護者)」「氏名」、「生年月日」、「住所」、「対象者
	との続柄」、「電話番号」「対象者の選択(父、母、その他)」、「疾
	患名等」「医療的ケアの状況」「訪問看護ステーション等名」を登
	録します。
作成した登録票	別添

備考	

個人情報取扱事務登録票

	Г									
事務担当課かい	障	障がい福祉課								
登録番号	7	7 - 4 - 3 8								
事務の名称	1	障害児(者)の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること (医療的ケア児等への支援に関する事務)								
開始年月日	令	和6年10月1日								
変更年月日										
個人情報を取り扱う根拠法令等	1	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 茅ヶ崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱								
取り扱う個人情報の範囲	医	療的ケア児等及で	び家	族の個人情報						
個人情報を取り扱う目的	医	療的ケア児等の	情報	の管理のため						
	基	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目
		個人番号		親族関係		職業・職歴		資産状況		団体加入
	0	氏名		婚姻歴		学業・学歴		収入状況		趣味・し好
	Г	整理番号	0	家族状況		地位		納税状況		意見・要望
	Г	本籍	T	居住状況		資格	T	取引状況	T	相談記録
	\vdash	国籍				成績・評価		公的扶助	0	公的制度利用状況
個人情報の項目名	0	住所	17		\vdash	賞罰	\vdash		H	
	0	電話番号	1		\vdash		1		\vdash	
	0	生年月日	1		7		1		7	
	Н	年齢	1		/		1		1	
	-	性別	1		/		/		1	
		続柄	1		/		//		17	
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障害		刑事事件に関する手続		
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴		健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続		
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実		医師等による指 導・診療・調剤			_	
収集の相手方及び方法	医	医療的ケア児の保護者から文書により収集								
事務担当課かい以外の 利用する課かい										
提供先										
提供する項目										
提供方法										

	医療的ケア児在宅レスパイト事業利用 決定者登録簿	電子	
使用する「個人情報記録」			
備考			

様式2 (第4条関係)

令和6年10月11日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 障がい福祉推進担当

坂本

内 線 3214

(変更)

登録番号	$7 - 4 - 3 \ 0$	変更予定年月日	令和6年12月1日
------	-----------------	---------	-----------

事務の名称	障害児(者)の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること(災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援に関する事務)				
変更理由	令和6年度より災害対策基本法に基づく個別避難計画を作成するにあたり、個別避難計画を作成する福祉事業者への避難行動要支援者の情報の提供を可能とするとともに、避難行動要支援者への避難支援等を実施する支援者の情報を収集するため。				
変更後の登録票	別添				
変更事項	変更前	変更後			
個人情報を取り扱う 根拠法令等	茅ヶ崎市避難行動要支援者名 簿 取扱 要綱	茅ヶ崎市避難行動要支援者名 簿 <u>及び個別避難計画に関する</u> 要綱			
取り扱う個人情報の 範囲	避難行動要支援者 <u>及び家族等</u> の個人情報	避難行動要支援者 <u>、家族等及</u> <u>び支援者</u> の個人情報			
個人情報の項目名	その他の項目 ○ 団体加入 趣味・し好 意見・要望 相談記録 ○ 介護認定区分 ○ 身体の状況、血液型、生活状況 — — —	その他の項目 ○ 団体加入 趣味・し好 意見・要望 相談記録 ○ 介護認定区分 ○ 身体の状況、血液 型、生活状況 ○ 支援者の情報			
収集の相手方及び方 法	本人 <u>又は家族等</u> から 文書・口頭により収集、住民 基本台帳システム、介護保険 システム及び障がい者福祉シ ステムより収集	本人、家族等及び支援者から 文書・口頭により収集、住民 基本台帳システム、介護保険 システム及び障がい者福祉シ ステムより収集			

提供先	避難支援等関係者(警察署、 消防団、自治会、自主防災組 織、民生委員・児童委員、地 域包括支援センター	避難支援等関係者(警察署、 消防団、自治会、自主防災組 織、民生委員・児童委員、地 域包括支援センター <u>、福祉事</u> 業者)
使用する「個人情報記録」	避難行動要支援者名簿 電子 自治会長名簿(※) 電子 自主防災組織会長名簿(※) 電子 民生委員・児童委員名簿(※) 電子 障がい者支援アプリ登録簿 電子	避難行動要支援者名簿 電子 自治会長名簿(※) 電子 自主防災組織会長名簿(※) 電子 民生委員・児童委員名簿(※) 電子 障がい者支援アプリ登録簿 電子 個別避難計画 電子

備考

本登録票の記載事項の変更に伴い、既存の個人情報ファイル簿「7-4-30 避難行動要支援者の登録管理」についても必要な変更を行う。

個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	障	障がい福祉課								
登録番号	7	7 - 4 - 3 0								
事務の名称	1	障害児(者)の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること(災害時における要配慮者及び 避難行動要支援者支援に関する事務)								
開始年月日	平	平成29年7月1日								
変更年月日	令	令和6年12月1日								
個人情報を取り扱う根拠法令等	災	災害対策基本法、茅ヶ崎市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する要綱								
取り扱う個人情報の範囲	避	避難行動要支援者、家族等及び支援者の個人情報								
個人情報を取り扱う目的	避	避難行動要支援者、家族等及び支援者の登録を管理するため								
	基	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目
		個人番号		親族関係		職業・職歴		資産状況	0	団体加入
		氏名	+	婚姻歴		学業・学歴		収入状況	Ť	趣味・し好
		整理番号		家族状況		地位		納税状況		意見・要望
	H	本籍	+						-	
個人情報の項目名	L		Ť	居住状況		資格		取引状況	-	相談記録
	L	国籍	10	家族の連絡先	-	成績・評価		公的扶助	+	介護認定区分
	Ē	住所	\perp			賞罰	L,		0	身体の状況、血液型、 生活状況
	0	電話番号	$\bot\!$				\angle		0	支援者の情報
	0	生年月日			\vee		\vee		V	
	0	年齢	$\overline{}$						$\overline{\ \ }$	
	0	性別	1/		/		/		7	
	0	続柄	1/		/		/		1	
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障害		刑事事件に関する手続		
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴		健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続		
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実		医師等による指 導・診療・調剤			-	
収集の相手方及び方法		本人、家族等及び支援者から文書・口頭により収集、住民基本台帳システム、介護保険システム 及び障がい者福祉システムより収集								
事務担当課かい以外の 利用する課かい	高	高齢福祉課、防災対策課、警防救命課、消防指導課、警備第一課、警備第二課								
提供先		避難支援等関係者(警察署、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支 援センター、福祉事業者)								
提供する項目	す	すべて								
提供方法	文	文書								

	避難行動要支援者名簿	電子	
	自治会長名簿(※)	電子	
	自主防災組織会長名簿(※)	電子	
	民生委員・児童委員名簿 (※)	電子	
	障がい者支援アプリ登録簿	電子	
	個別避難計画	電子	
備考			

令和6年10月11日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの	障害児(者)の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること(災
名称	害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援に関する事務)
変更予定年月日	令和6年12月1日
当該個人情報ファイ	
ルに係る個人情報フ	別添
ァイル簿	

個人情報取扱事務登録票「7-4-30 障害児(者)の福祉施策の 企画、調査研究及び調整に関すること(災害時における要配慮者及び 避難行動要支援者支援に関する事務)」の変更に伴い、本個人情報フ ァイル簿を変更したものです。

> 事務担当 障がい福祉推進担当 坂本

内 線 3214

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者の登録管理				
行政機関等の名称	市長				
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	障がい福祉課				
個人情報ファイルの利用目的	避難行動要支援者、家族等及び支援者の登録を管理するため				
記録項目	1氏名、2生年月日、3血液型、4性別、5住所、6電話番号、7FAX番号、8携帯番号、9メールアドレス、10世帯状況、11日中の過ごし方、12居住建物の構造、13居住場所、14避難時に配慮が必要な事項、15階段の昇り降りに必要なもの、16自治会加入、17心身の状況及び配慮事項、18緊急連絡先、19支援者の情報				
記録範囲	避難行動要支援者の個人情報				
記録情報の収集方法	本人、家族等及び支援者から文書・口頭により収集、住民基本台帳システム、介護保険システム及び障がい者福祉システムより収集				
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まれる				
記録情報の経常的提供先	避難支援等関係者(警察署、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括 支援センター、福祉事業者)				
開示請求等を受理する組織の	(名 称) 茅ヶ崎市経営総務部行政総務課				
名称及び所在地	(所在地) 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1				
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等					
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル				

行政機関等匿名加工情報の提	
案の募集をする個人情報ファ	
イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提	
案を受ける組織の名称及び所	
在地	
行政機関等匿名加工情報の概	
要	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案を受ける	
組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案をするこ	
とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情	
報が含まれているときはその	
印	
備考	

令和6年9月5日

行政総務課長 様

高齢福祉課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 いきいき推進担当

植手・木村・板垣

		(多史)				
登録番号	7-5-26 変更	予定年月日 令和6年12月1日				
事務の名称	高齢者の福祉施策の企画、調査 における要配慮者および避難行!	研究及び調整に関すること(災害時 動要支援者支援に関する事務)				
変更理由	あたり、個別避難計画を作成す	に基づく個別避難計画を作成するに る福祉事業者への避難行動要支援者 もに、避難行動要支援者への避難支 収集するため。				
変更後の登録票	別添					
変更事項	変更前	変更後				
個人情報を取り扱 う根拠法令等	茅ヶ崎市避難行動要支援者名簿 <u>取扱</u> 要綱	第 茅ヶ崎市避難行動要支援者名簿 及び個別避難計画に関する要綱				
取り扱う個人情報 の範囲	避難行動要支援者 <u>及び家族等の</u> 個人情報	避難行動要支援者、家族等及び 支援者の個人情報				
個人情報の項目名	その他の項目 ○ 団体加入 趣味・し好 意見・要望 相談記録 ○ 介護認定区分 ○ 身体の状況、血液型、生活状況	その他の項目 ○ 団体加入 趣味・し好 意見・要望 相談記録 ○ 介護認定区分 ○ 身体の状況、血液型、生活状況 ○ 支援者の情報				
収集の相手方及び 方法	本人及び家族等 から文書・口頭により収集、住民基本台帳システム、介護保険システム及び障がい者福祉システムより収集	書・口頭により収集、住民基本台帳システム、介護保険システ				
提供先	避難支援等関係者(警察署、消防団、自治会、自主防災組織、 民生委員・児童委員、地域包括 支援センター)	防団、自治会、自主防災組織、				

使用する「個人情報記録」	避難行動要支援者名簿 電子 自治会長名簿(※) 電子 自主防災組織会長名簿(※) 電子 民生委員・児童委員名簿(※) 電子 民生委員・児童委員名簿(※) 電子 個別避難計画 電子 個別避難計画 電子
備考	本登録票の記載事項の変更に伴い、既存の個人情報ファイル簿「7-5-26 避難行動要支援者ファイル」についても必要な変更を行う。

				3 TK4N1M 3- 17						
事務担当課かい	高	高齢福祉課								
登録番号	7-	7-5-26								
事務の名称	1	高齢者の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること(災害時における要配慮者および避難 行動要支援者支援に関する事務)								
開始年月日	平	1) 劇女又抜日又抜に関する事例 平成29年7月1日								
変更年月日	令	令和6年12月1日								
個人情報を取り扱う根拠法令等	災	災害対策基本法、茅ヶ崎市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する要綱								
取り扱う個人情報の範囲	避	難行動要支援者	1、家	族等及び支援者	の個	人情報				
個人情報を取り扱う目的	避	難行動要支援者	番の登	録を管理するた	め					
	基	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目
		個人番号		親族関係		職業・職歴		資産状況	0	団体加入
		氏名		婚姻歴		学業・学歴		収入状況		趣味・し好
		整理番号		家族状況		地位		納税状況	\vdash	意見・要望
			Ť		-				-	
	<u> </u>	本籍	Ť	居住状況	_	資格		取引状況	<u> </u>	相談記録
		国籍	0	家族の連絡先		成績・評価		公的扶助	0	介護認定区分 身体の状況、血液型、
個人情報の項目名	0	住所	\bot			賞罰			0	生活状況
	0	電話番号	\angle						0	支援者の情報
	0	生年月日								
	0	年齢	7							
	0	性別	1/		/		/		1	
	0	続柄	1/		1		/		1	
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障 害		刑事事件に関する手続		
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴		健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続		
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実		医師等による指導・診療・調剤				
収集の相手方及び方法		】 人、家族等及び び障がい者福祉			頭に	より収集、住民	基2	本台帳システム、	介	護保険システム
事務担当課かい以外の 利用する課かい	障	がい福祉課、防	5災対	策課、警防救命	課、	消防指導課、警	備第	第一課、警備第二	-課	
提供先		難支援等関係者 センター、福祉			自治	ì会、自主防災組	織、	民生委員・児童	重委.	員、地域包括支
提供する項目	個	人情報の項目名	 るすべ							
提供方法	文	書								

使用する「個人情報記録」	避難行動要支援者名簿	電子	
	自治会長名簿(※)	電子	
	自主防災組織会長名簿(※)	電子	
	民生委員・児童委員名簿(※)	電子	
	個別避難計画	電子	
備考			

令和6年9月5日

行政総務課長 様

高齢福祉課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの 名称	避難行動要支援者ファイル
変更予定年月日	令和6年12月1日
当該個人情報ファイ	
ルに係る個人情報フ	別添
ァイル簿	

備考 個人情報取扱事務登録票「7-5-26高齢者の福祉施策の企画、調査研究及び調整に関すること(災害時における要配慮者および避難行動要支援者支援に関する事務)」の変更に伴い、本個人情報ファイル簿を変更したものです。

事務担当 いきいき推進担当 植手・木村・板垣 内 線 2125

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者ファイル								
行政機関等の名称	市長								
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	高齢福祉課								
個人情報ファイルの利用目的	避難行動要支援者の登録を管理するため								
記録項目	ドレス、10世帯状況、11日中の過ごした	住所、6電話番号、7FAX番号、8携帯番号、9メールア 方、12居住建物の構造、13居住場所、14避難時に配慮 長なもの、16自治会加入、17心身の状況及び配慮事項、							
記録範囲	壁難行動要支援者、家族等及び支援者の)個人情報							
記録範囲 記録情報の収集方法		の個人情報 原により収集、住民基本台帳システム、介護保険システ							
	本人、家族等及び支援者から文書・口頭								
記録情報の収集方法要配慮個人情報が含まれると	本人、家族等及び支援者から文書・口頭 ム及び障がい者福祉システムより収集 含まれる								
記録情報の収集方法 要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	本人、家族等及び支援者から文書・口頭 ム及び障がい者福祉システムより収集 含まれる 壁難支援等関係者(警察署、消防団、自	原により収集、住民基本台帳システム、介護保険システ 国治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括							
記録情報の収集方法 要配慮個人情報が含まれると きは、その旨 記録情報の経常的提供先	本人、家族等及び支援者から文書・口頭 ム及び障がい者福祉システムより収集 含まれる 壁難支援等関係者(警察署、消防団、自 支援センター、福祉事業者) (名 称) 茅ヶ崎市経営総務部行	原により収集、住民基本台帳システム、介護保険システ 国治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括							
記録情報の収集方法 要配慮個人情報が含まれると きは、その旨 記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の	本人、家族等及び支援者から文書・口頭 ム及び障がい者福祉システムより収集 含まれる 壁難支援等関係者(警察署、消防団、自 支援センター、福祉事業者) (名 称) 茅ヶ崎市経営総務部行	原により収集、住民基本台帳システム、介護保険システ 国治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括 政総務課							
記録情報の収集方法 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手	本人、家族等及び支援者から文書・口頭 ム及び障がい者福祉システムより収集 含まれる 壁難支援等関係者(警察署、消防団、自 支援センター、福祉事業者) (名 称) 茅ヶ崎市経営総務部行	原により収集、住民基本台帳システム、介護保険システ 国治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括 政総務課							
記録情報の収集方法 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手	本人、家族等及び支援者から文書・口頭ム及び障がい者福祉システムより収集 含まれる 避難支援等関係者(警察署、消防団、自 支援センター、福祉事業者) (名 称) 茅ヶ崎市経営総務部行 (所在地) 〒253-8686 神奈川県	国により収集、住民基本台帳システム、介護保険システ 国治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括 政総務課 基第ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1							

行政機関等匿名加工情報の提	
案の募集をする個人情報ファ	
イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提	
案を受ける組織の名称及び所	
在地	
行政機関等匿名加工情報の概	
要	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案を受ける	
組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案をするこ	
とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情	
報が含まれているときはその	
)III	
備考	

令和6年10月11日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 障がい福祉推進担当

松本

登録番号	7 - 4 - 2	変更予定年月日	令和6年12月2日
------	-----------	---------	-----------

事務の名称	介護給付費等の支給決定に関す 院医療) に関する事務)	ること(自立支援医療(精神通						
変更理由	これまで健康保険証から収集していた健康保険情報について、 令和6年12月2日からのマイナンバーカードの健康保険証利 用への移行に伴い、医療保険者等から情報提供ネットワークシ ステムにより収集することとなるため。							
変更後の登録票	別添							
変更事項	変更前	変更後						
収集の相手方及び方 法	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関から文書により収集 ③他の地方公共団体	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関から文書により収集 ③他の地方公共団体及び医療保険者等						

	本登録票の記載事項の変更に伴い、既存の個人情報ファイル簿
備考	「7-4-2 自立支援医療(精神通院医療)受給者の管理」
	についても必要な変更を行う。

事務担当課かい	障	障がい福祉課								
登録番号	7	7 – 4 – 2								
事務の名称	介	介護給付費等の支給決定に関すること(自立支援医療(精神通院医療)に関する事務)								
開始年月日	平	平成14年4月1日								
変更年月日	令	令和6年12月2日								
個人情報を取り扱う根拠法令等	た	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則								
取り扱う個人情報の範囲	受	受給者及び家族の個人情報								
個人情報を取り扱う目的	自	立支援医療(精	神通	院医療)受給者	の管	理のため				
	基	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目
	0	個人番号		親族関係		職業・職歴		資産状況		団体加入
	0	氏名		婚姻歴		学業・学歴	0	収入状況		趣味・し好
	0	整理番号	0	家族状況		地位	0	納税状況		意見・要望
	Ē	本籍	0	居住状況		資格	_	取引状況		相談記録
	_	国籍	Ť			成績・評価	\cap	公的扶助	+-	健康保険情報
 個人情報の項目名	0	住所	+			賞罰			Ť	
	0	電話番号	1				7		╁	
	Ē	生年月日	1				/		1	
	0	年齢	1				/		1	
	0	性別	+				/		1	
	0	続柄	+						1	
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障害		刑事事件に関する手続		
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴	0	健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続		
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実	0	医師等による指 導・診療・調剤			_	
収集の相手方及び方法						 ②医療機関か 一クシステムに			31	也の地方公共団
事務担当課かい以外の 利用する課かい										
提供先	神	奈川県、他の都	道府	県並びに市町村						
提供する項目	す	べて								
提供方法	文	書								

使用する「個人情報記録」	精神通院医療受給者台帳	電子	
	住民基本台帳(※)	電子	
	課税台帳(※)	電子	
	生活保護台帳(※)	電子	
備考			

令和6年10月11日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの	介護給付費等の支給決定に関すること(自立支援医療(精神通院医
名称	療)に関する事務)
変更予定年月日	令和6年12月2日
当該個人情報ファイ	
ルに係る個人情報フ	別添
ァイル簿	

個人情報取扱事務登録票「7-4-2 介護給付費等の支給決定に関すること(自立支援医療(精神通院医療)に関する事務)」の変更に伴い、本個人情報ファイル簿を変更したものです。

事務担当 障がい福祉推進担当

松本

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自立支援医療(精神通院医療)受給者の管理									
行政機関等の名称	市長									
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	障がい福祉課									
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療(精神通院医療)受給者の管理のため									
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5個人番号、6保険証情報、7指定医療機関情報、8電話番号									
記録範囲	受給者及びその家族の個人情報									
記録情報の収集方法	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関から文書により収集 ③他の地方公共 団体及び医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集									
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まれる									
記録情報の経常的提供先	神奈川県、他の都道府県並びに市町村									
開示請求等を受理する組織の	(名 称) 茅ヶ崎市経営総務部行政総務課									
名称及び所在地	(所在地) 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1									
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等										
	法第60条第2項第1号 法第60条第2項第2号 □ (マニュアル処理ファイル)									
個人情報ファイルの種別	政令第21条第7項に該当するファイル									
	■ 有 □ 無									

行政機関等匿名加工情報の提	
案の募集をする個人情報ファ	
イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提	
案を受ける組織の名称及び所	
在地	
行政機関等匿名加工情報の概	
要	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案を受ける	
組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案をするこ	
とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情	
報が含まれているときはその	
DIII C	
備考	

令和6年10月11日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 障がい福祉推進担当

松本

登録番号	7 - 4 - 3	変更予定年月日	令和6年12月2日

事務の名称	介護給付費等の支給決定に関す 療)に関する事務)	ること(自立支援医療(更生医						
変更理由	これまで健康保険証から収集していた健康保険情報について、 令和6年12月2日からのマイナンバーカードの健康保険証利 用への移行に伴い、医療保険者等から情報提供ネットワークシ ステムにより収集することとなるため。							
変更後の登録票	別添							
変更事項	変更前	変更後						
収集の相手方及び方法	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③他の地方公共団体から情報提供ネットワークシステムにより収集	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③他の地方公共団体及び医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集						

備考	

事務担当課かい	障	障がい福祉課										
登録番号	7	7 - 4 - 3										
事務の名称	介	介護給付費等の支給決定に関すること(自立支援医療(更生医療)に関する事務)										
開始年月日	平	平成18年10月1日										
変更年月日	令:	令和6年12月2日										
個人情報を取り扱う根拠法令等	を	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則										
取り扱う個人情報の範囲	障	がい児者及び家	マ族の	個人情報								
個人情報を取り扱う目的	自	立支援医療(更	生医	療)受給者の管	里の)ため						
	基	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目		
	0	個人番号		親族関係		職業・職歴		資産状況		団体加入		
	0	氏名		婚姻歴		学業・学歴	0	収入状況		趣味・し好		
	0	整理番号	0	家族状況		地位	0	納税状況		意見・要望		
		本籍		居住状況		資格		取引状況		相談記録		
		国籍				成績・評価	0	公的扶助	0	意見・要望		
個人情報の項目名	0	住所	17			賞罰			0	相談記録		
	0	電話番号	17				7		0	健康保険情報		
	0	生年月日	17		/		/		7			
	0	年齢	17		/		1		1			
	0	性別	1/		/		1		1			
		続柄	+		/		/		1			
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障害		刑事事件に関する手続				
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴		健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続				
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実	0	医師等による指導・診療・調剤		1	_			
収集の相手方及び方法	-	により収集 ③				■ ②医療機関、 療保険者等から						
事務担当課かい以外の 利用する課かい												
提供先	神	奈川県、他の都	『道府	県並びに市町村	_							
提供する項目	個.	人番号を除くす	べて	の情報								
提供方法	文	書、情報提供ネ	ベット	ワークシステム								

	更生医療受給者台帳	電子	
	身体障害者更生指導台帳	電子	
	住民基本台帳(※)	電子	
	課税台帳(※)	電子	
	生活保護台帳(※)	電子	
備考			

令和6年10月11日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 障がい福祉推進担当

松本

登録番号	7 - 4 - 4	変更予定年月日	令和6年12月2日
------	-----------	---------	-----------

事政の夕牧	介護給付費等の支給決定に関す	ること(障害福祉サービス等の								
事務の名称	支給決定に関する事務)									
	これまで健康保険証から収集していた健康保険情報について、									
	令和6年12月2日からのマイナンバーカードの健康保険証利									
変更理由										
	用への移行に伴い、医療保険者	等から情報提供ネットワークシ								
	ステムにより収集することとなる	るため。								
		- 0								
」 変更後の登録票	別添									
	אוז טע.									
y 変更事項	変更前	変更後								
変更事項	変更前	変更後								
変更事項	変更前 ①本人及び家族から文書、口	変更後 ①本人及び家族から文書、口								
変更事項	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,									
77777	①本人及び家族から文書、口	①本人及び家族から文書、口								
収集の相手方及び方	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、								
77777	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関	①本人及び家族から文書、ロ 頭により収集 ②医療機関、 審査支払機関から文書 <u>、レセ</u>								
収集の相手方及び方	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③他								

本登録票の記載事項の変更に伴い、既存の個人情報ファイル簿「7-4-4 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく児童発達支援の支給決定、介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費・高額障害福祉サービス費の支給、認定重症心身障害者の管理及び重症心身障害者通所特別加算金の支給」についても必要な変更を行う。

	_										
事務担当課かい	障	障がい福祉課									
登録番号	7	7 - 4 - 4									
事務の名称	介訂	介護給付費等の支給決定に関すること(障害福祉サービス等の支給決定に関する事務)									
開始年月日	平)	平成18年10月1日									
変更年月日	令	令和6年12月2日									
個人情報を取り扱う根拠法令等	を持の対	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、茅ヶ崎市障害児福祉規則									
取り扱う個人情報の範囲	障:	がい児者及び家	族の	個人情報							
個人情報を取り扱う目的	費、	児童福祉法に	基づ	づく介護給付費 く障害児通所給 管理及び重症心	付費	・肢体不自由児	通用	所医療費・高額障			
	基	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目	
	0	個人番号	0	親族関係	0	職業・職歴		資産状況		団体加入	
	0	氏名		婚姻歴	0	学業・学歴	0	収入状況		趣味・し好	
		整理番号	0	家族状況		地位	0	納税状況	0	意見・要望	
		 本籍		居住状況		資格	0	取引状況	0	相談記録、	
	H	国籍	+			成績・評価		公的扶助	+	ケースワーカーの所見 通所施設名	
個人情報の項目名		住所	+			賞罰		24732000	0	障害福祉サービス等	
III/(IBTX 7/XII II		電話番号	+			J. 117	-		+	利用状況 健康保険情報	
	0	生年月日	+						7	ACIST PROPERTY.	
	Ĭ,	<u></u> 年齢	+						1		
		性別	+						1		
		続柄	+		<u>/</u>				Y		
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障 害	0	刑事事件に関する手続			
要配慮個人情報の取扱い	H	信条	0	犯罪の経歴	0	望康診断等の結果	0	少年の保護事件 に関する手続			
		社会的身分	0	犯罪により害を 被った事実	0	医師等による指 導・診療・調剤			_		
	1)	本人及び家族か	· ら文	書、口頭により	仅集	②医療機関、	審1	査支払機関からず	書、	レセプトデー	
収集の相手方及び方法	タ	により収集 ③	他の	地方公共団体及	び医	療保険者等から	情報	 提供ネットワー	-ク:	システムにより	
	収:	<u></u>									
事務担当課かい以外の 利用する課かい	保任	建予防課、こど	も育	成相談課、地域	福祉	課、生活支援課	, F	高齢福祉課			
提供先	1)	支援機関 ②神	奈川	県国民健康保険	団体	連合会					
提供する項目	_	①すべて ②氏名、整理番号、生年月日、性別、続柄、通所施設、月額負担上限額、障害福祉 サービス名及び支給量									
提供方法	1	コ頭 ②国民健	康保	険団体連合会シ	ステ	- L					

	多子軽減措置芸当者管理リスト	電子	
	支給管理台帳	電子	
	住民基本台帳(※)	電子	
	課税台帳(※)	電子	
	生活保護台帳(※)	電子	
	介護保険受給者台帳(※)	電子	
備考			

令和6年10月11日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの	介護給付費等の支給決定に関すること(障害福祉サービス等の支給決
名称	定に関する事務)
変更予定年月日	令和6年12月2日
当該個人情報ファイ	
ルに係る個人情報フ	別添
ァイル簿	

個人情報取扱事務登録票「7-4-4 介護給付費等の支給決定に関すること(障害福祉サービス等の支給決定に関する事務)」の変更に 伴い、本個人情報ファイル簿を変更したものです。

事務担当 障がい福祉推進担当

松本

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく児童発達支援の支給決定、介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費・高額障害福祉サービス費の支給、認定重症心身障害者の管理及び重症心身障害者通所特別加算金の支給					
行政機関等の名称	市長					
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	障がい福祉課					
個人情報ファイルの利用目的	障害者総合支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費・療養介護医療費・高額障害福祉サービス費、児童福祉法に基づく障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費・高額障害児通所給付費、認定重症心身障害者の管理及び重症心身障害者通所特別加算金の支給のため					
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4個人番号、5障害者手帳情報、6障害基礎年金情報、7介護保険情報、8医療機関情報、9電話番号、10障害福祉サービス等情報、11保険証情報					
記録範囲	障がい児者及び	障がい児者及び家族の個人情報				
記録情報の収集方法	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプト データにより収集 ③他の地方公共団体及び医療保険者等から情報提供ネットワークシステム により収集					
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まれる					
記録情報の経常的提供先	①支援機関 ②神奈川県国民健康保険団体連合会					
開示請求等を受理する組織の	(名 称) 茅ヶ崎市経営総務部行政総務課					
名称及び所在地	(所在地) 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1					
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等						
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■ 有 □ 無		法第60条第2項第2号 □ (マニュアル処理ファイル)			

行政機関等匿名加工情報の提	
案の募集をする個人情報ファ	
イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提	
案を受ける組織の名称及び所	
在地	
行政機関等匿名加工情報の概	
要	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案を受ける	
組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案をするこ	
とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情	
報が含まれているときはその	
NE CONTRACTOR OF THE PROPERTY	
備考	

令和6年10月11日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 障がい福祉推進担当

松本

登録番号	$7 - 4 - 4 \ 2$	変更予定年月日	令和6年12月2日
------	-----------------	---------	-----------

事務の名称	重度障害者の医療費の助成に関すること					
変更理由	これまで健康保険証から収集していた健康保険情報について、 令和6年12月2日からのマイナンバーカードの健康保険証利 用への移行に伴い、医療保険者等から情報提供ネットワークシ ステムにより収集することとなるため。					
変更後の登録票	別添					
変更事項	変更前	変更後				
収集の相手方及び方法	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③医療保険者等から情報提供ネッ				

備考	本登録票の記載事項の変更に伴い、既存の個人情報ファイル簿 「7-4-42 重度障害者医療費の助成」についても必要な
	変更を行う。

事務担当課かい	障がい福祉課									
登録番号	7 - 4 - 4 2									
事務の名称	重度障害者の医療費の助成に関すること									
開始年月日	昭	和48年4月1日								
変更年月日	令:	和6年12月2日								
個人情報を取り扱う根拠法令等	茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例、茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する 条例施行規則									
取り扱う個人情報の範囲	障	がい児者及び家旅	医の こうしょう	個人情報						
個人情報を取り扱う目的	重	度障害者医療費を	を助	成するため						
	基	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目
	0	個人番号		親族関係		職業・職歴		資産状況		団体加入
	0	氏名		婚姻歴		学業・学歴	0	収入状況		趣味・し好
	0	整理番号		家族状況		地位		納税状況		意見・要望
		本籍		居住状況		資格	0	取引状況		相談記録
		国籍				成績・評価	0	公的扶助	0	健康保険情報
個人情報の項目名	0	住所	/			賞罰			0	該当期間
	0	電話番号					7			
	0	生年月日			/				7	
	0	年齢							1	
	0	性別							1	
	0	続柄					7		1	
		人種		病歴	0	心身の機能の障 害		刑事事件に関する手続		
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴		健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続		
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実		医師等による指 導・診療・調剤			_	
収集の相手方及び方法	ı	本人及び家族から により収集 ③图								レセプトデー
事務担当課かい以外の 利用する課かい	保険年金課、こども政策課									
提供先	神奈川県後期高齢者医療広域連合									
提供する項目	整理番号、該当期間									
提供方法	電	電子、国民健康保険団体連合会システム								

使用する「個人情報記録」	資格台帳	電子	課税台帳(※)	電子
	請求情報管理台帳	電子	生活保護台帳(※)	電子
	身体障害者更生指導台帳		国民健康保険被保険者台帳(※)	電子
	療育手帳記録簿	電子	後期高齢者医療被保険者台帳(※)	電子
	精神障害者保健福祉手帳交付台帳	電子		
	住民基本台帳(※)	電子		
備考				

令和6年10月11日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの 名称	重度障害者の医療費の助成に関すること			
変更予定年月日	令和6年12月2日			
当該個人情報ファイ				
ルに係る個人情報フ	別添			
ァイル簿				

個人情報取扱事務登録票「7-4-42 重度障害者の医療費の助成 に関すること」の変更に伴い、本個人情報ファイル簿を変更したもの です。

事務担当 障がい福祉推進担当

松本

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	重度障害者医療費の助成					
行政機関等の名称	市長					
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	障がい福祉課					
個人情報ファイルの利用目的	重度障害者医療	重度障害者医療費を助成するため				
記録項目	1氏名、2住所、: 情報	3生年月日、4電話番号、5個人番号	号、6障害者手帳情報、7口座の情報、8保険証			
記録範囲	障がい児者の個人	人情報				
記録情報の収集方法	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプト データにより収集 ③全国の都道府県及び他市町村から情報提供ネットワークシステムにより 収集					
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まれる					
記録情報の経常的提供先	神奈川県後期高齢者医療広域連合					
開示請求等を受理する組織の	(名 称)	茅ヶ崎市経営総務部行政総務課				
名称及び所在地	(所在地)	〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1				
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等						
個人情報ファイルの種別			法第60条第2項第2号 □ (マニュアル処理ファイル)			

行政機関等匿名加工情報の提	
案の募集をする個人情報ファ	
イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提	
案を受ける組織の名称及び所	
在地	
行政機関等匿名加工情報の概	
要	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案を受ける	
組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案をするこ	
とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情	
報が含まれているときはその	
旨	
備考	

令和6年10月11日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 こども政策課手当給付担当 坪井 内 線 2162

登録番号	8 - 1 - 8	変更予定年月日	令和6年12月2日
------	-----------	---------	-----------

事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関すること						
変更理由	これまで健康保険証から収集していた健康保険情報について、 令和6年12月2日からのマイナンバーカードの健康保険証利 用への移行に伴い、医療保険者等から情報提供ネットワークシ ステムにより収集することとなるため。						
変更後の登録票	別添						
変更事項	変更前	変更後					
収集の相手方及び方法	①本人から文書、口頭により ①本人から文書、口頭によ 収集 ②医療機関、審査支払 収集 ②医療機関、審査支機関から文書、レセプトデータにより収集 ③国又は他の タにより収集 ③国、他の 地方公共団体 方公共団体及び医療保険者 から情報提供ネットワークステムにより収集 ステムにより収集						

本登録票の記載事項の変更に伴い、既存の個人情報ファイル簿 「8-1-8 ひとり親家庭等医療費助成事業ファイル」につ いても必要な変更を行う。

事務担当課かい	7.4	こども政策課								
登録番号	8-	8-1-8								
事務の名称	ひ	ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。								
開始年月日	平	成4年4月1日								
変更年月日	令.	和6年12月2日								
個人情報を取り扱う根拠法令等	茅	茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例								
取り扱う個人情報の範囲	ひ	とり親家庭等医	療受	給者の個人情報						
個人情報を取り扱う目的	ひ	とり親家庭等に	医療	費の一部を助成	する	ため				
	基	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目
	0	個人番号	\circ	親族関係	\bigcirc	職業・職歴		資産状況		団体加入
	<u> </u>	氏名	_	婚姻歴		学業・学歴	\cap	収入状況		趣味・し好
	-	整理番号		家族状況		地位		納税状況		意見・要望
			0				_			
	-	本籍		居住状況		資格	Ē	取引状況		相談記録
		国籍	L.			成績・評価	0	公的扶助		
個人情報の項目名		住所	\angle			賞罰				
	0	電話番号								
	0	生年月日								
	0	年齢	7							
	0	性別	1/							
	0	続柄	17						/	
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障害	_	刑事事件に関する手続		
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴		健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続		
		社会的身分 犯罪により害を 医師等による指 被った事実 導・診療・調剤								
収集の相手方及び方法	①本人から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③国、他の地方公共団体及び医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集									
事務担当課かい以外の 利用する課かい										
提供先										
提供する項目										
提供方法										

	茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事 業福祉医療証交付申請書	マニュア ル(紙)	住民基本台帳(※)	電子
	茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事 業福祉医療証再交付申請書	マニュア ル(紙)	課税台帳(※)	電子
	茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事	マニュア		
使用する「個人情報記録	業申請事項変更兼消滅届	ル (紙)		
IZ/II / S TIE/(INTKIESK)	茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事	マニュア		
	業医療助成費支給申請書	ル (紙)		
	現況届	マニュア ル(紙)		
		マニュア		
	診療報酬明細書	ル (紙)		
備考				

令和6年10月11日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの 名称	ひとり親家庭等医療費助成事業ファイル
変更予定年月日	令和6年12月2日
当該個人情報ファイ	
ルに係る個人情報フ	別添
ァイル簿	

個人情報取扱事務登録票「8-1-8 ひとり親家庭等医療費助成に **備考** 関すること」の変更に伴い、本個人情報ファイル簿を変更したもので す。

事務担当 こども政策課手当給付担当 坪井

内 線 2162

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費助成事業ファイル								
行政機関等の名称	市長								
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	こども政策課								
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等に医療費の一部を助成するため								
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4電話番号、4住所、5電話番号、6宛名番号、7受給者番号、8続柄、9同居・別居の別、10父子・母子家庭であること、11養子縁組、12所得金額、13金融機関の口座、14生活保護、15児童扶養手当、16特別児童扶養手当、17個人番号								
記録範囲	ひとり親家庭等医療受給者の個人情報								
記録情報の収集方法	①本人から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③国、他の地方公共団体及び医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集								
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まれる								
記録情報の経常的提供先									
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 茅ヶ崎市経営総務部行政総務課 (所在地) 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1								
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	,								
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □ 有 □ 無 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)								

行政機関等匿名加工情報の提	
案の募集をする個人情報ファ	
イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提	
案を受ける組織の名称及び所	
在地	
行政機関等匿名加工情報の概	
要	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案を受ける	
組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案をするこ	
とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情	
報が含まれているときはその	
山田	
備考	

令和6年10月11日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 こども政策課手当給付担当

内 線 2162

登録番号	8 - 1 - 9	変更予定年月日	令和6年12月2日
------	-----------	---------	-----------

事務の名称	小児の医療費の助成に関すること。						
変更理由	これまで健康保険証から収集していた健康保険情報について、 令和6年12月2日からのマイナンバーカードの健康保険証利 用への移行に伴い、医療保険者等から情報提供ネットワークシ ステムにより収集することとなるため。						
変更後の登録票	別添						
変更事項	変更前	変更後					
収集の相手方及び方法	①本人から文書、口頭により 収集 ②医療機関、審査支払 機関から文書、レセプトデー タにより収集 ③国又は他の 地方公共団体 から情報提供ネットワークシ ステムにより収集 3コ、他の ステムにより収集 3コ、他の カン共団体 カントワークシステムにより収集 3コ、他の ステムにより収集 ステムにより収集 ステムにより収集						

本登録票の記載事項の変更に伴い、既存の個人情報ファイル簿 「8-1-9 小児医療費助成事業ファイル」についても必要 な変更を行う。

事務担当課かい	2	こども政策課								
登録番号	8-3	8-1-9								
事務の名称	小	児の医療費の助	或に	関すること。						
開始年月日	平	成7年10月1日								
変更年月日	令;	和6年12月2日								
個人情報を取り扱う根拠法令等	茅	ヶ崎市小児の医績	療費	の助成に関するタ	条例	I				
取り扱う個人情報の範囲	小	児医療受給者の何	固人	情報						
個人情報を取り扱う目的	小	児に係る医療費の	の一	部を助成するため	カ					
	基:	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目
	0	個人番号	0	親族関係		職業・職歴		資産状況		団体加入
	0	氏名	0	婚姻歴		学業・学歴	0	収入状況		趣味・し好
	0	整理番号	0	家族状況		地位		納税状況		意見・要望
	0	本籍		居住状況		資格	0	取引状況		相談記録
	0	国籍				成績・評価	0	公的扶助		
個人情報の項目名	0	住所	1			賞罰				
	0	電話番号	1				/			
	0	生年月日	1		7				/	
	0	年齢			7				7	
	0	性別	1		7				7	
	0	続柄	1		7				7	
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障害	_	刑事事件に関する手続	_	
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴		健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続		
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実		医師等による指 導・診療・調剤			l)	
収集の相手方及び方法								聞から文書、レセ 共ネットワークシ		
事務担当課かい以外の 利用する課かい										
提供先										
提供する項目										
提供方法										

	茅ヶ崎市医療証交付申請書	マニュア ル(紙)	課税台帳(※)	電子
使用する「個人情報記録」	茅ヶ崎市医療証再交付申請書	マニュア ル(紙)		
	茅ヶ崎市小児医療費助成申請書	マニュア ル(紙)		
	茅ヶ崎市医療証交付申請事項変更届	マニュア ル(紙)		
	診療報酬明細書	マニュア ル(紙)		
	住民基本台帳(※)	電子		
備考				

令和6年10月11日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの 名称	小児医療費助成事業ファイル
変更予定年月日	令和6年12月2日
当該個人情報ファイ	
ルに係る個人情報フ	別添
ァイル簿	

備考	個人情報取扱事務登録票「8-1-9 小児の医療費の助成に関する
	こと」の変更に伴い、本個人情報ファイル簿を変更したものです。

事務担当 こども政策課手当給付担当 坪井

内 線 2162

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	小児医療費助成事業ファイル									
行政機関等の名称	市長									
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	ども政策課									
個人情報ファイルの利用目的	、児に係る医療費の一部を助成するため									
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4電話番号、4住所、5電話番号、6宛名番号、7受給者番号、8続柄、9同居・別居の別、10父子・母子家庭であること、11養子縁組、12所得金額、13金融機関の口座、14生活保護、15児童扶養手当、16特別児童扶養手当、17個人番号									
記録範囲	小児医療受給者の個人情報									
記録情報の収集方法	①本人から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③国、他の地方公共団体及び医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集									
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まれる									
記録情報の経常的提供先										
開示請求等を受理する組織の	(名 称) 茅ヶ崎市経営総務部行政総務課									
名称及び所在地	(所在地) 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1									
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等										
	法第60条第2項第1号									
個人情報ファイルの種別	政令第21条第7項に該当するファイル									
	□有□無									

行政機関等匿名加工情報の提	
案の募集をする個人情報ファ	
イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提	
案を受ける組織の名称及び所	
在地	
行政機関等匿名加工情報の概	
要	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案を受ける	
組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案をするこ	
とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情	
報が含まれているときはその	
旨	
備考	

令和6年10月11日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 こども政策課手当給付担当 坪井 内 線 2162

登録番号	8-1-10	変更予定年月日	令和6年12月2日
------	--------	---------	-----------

事務の名称	養育医療の給付等に関すること。								
変更理由	これまで健康保険証から収集していた健康保険情報について、 令和6年12月2日からのマイナンバーカードの健康保険証利 用への移行に伴い、医療保険者等から情報提供ネットワークシ ステムにより収集することとなるため。								
変更後の登録票	別添								
変更事項	変更前	変更後							
収集の相手方及び方法	①本人から文書、口頭により 収集 ②医療機関、審査支払 機関から文書、レセプトデー タにより収集 ③国又は他の 地方公共団体 から情報提供ネットワークシ ステムにより収集	①本人から文書、口頭により 収集 ②医療機関、審査支払 機関から文書、レセプトデー タにより収集 ③国、他の地 方公共団体及び医療保険者等 から情報提供ネットワークシ ステムにより収集							

備考	

事務担当課かい	こども政策課										
登録番号	8-1-10										
事務の名称	養育医療の給付等に関すること。										
開始年月日	平成25年4月1日										
変更年月日	令;	和6年12月2日									
個人情報を取り扱う根拠法令等	母子保健法、茅ヶ崎市養育医療に関する規則										
取り扱う個人情報の範囲	養	育医療受給者の個	固人	情報							
個人情報を取り扱う目的	養育医療の給付のため										
	基:	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目	
	0	個人番号	0	親族関係		職業・職歴		資産状況		団体加入	
	0	氏名		婚姻歴		学業・学歴	0	収入状況		趣味・し好	
		整理番号	0	家族状況		地位		納税状況		意見・要望	
		本籍	0	居住状況		資格	0	取引状況		相談記録	
		国籍				成績・評価	0	公的扶助			
個人情報の項目名	0	住所				賞罰					
	0	電話番号					/				
	0	生年月日			/		/		/		
	0	年齢					/		7		
	0	性別							$\overline{/}$		
	0	続柄							$\overline{/}$		
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障 害		刑事事件に関す る手続			
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴		健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続			
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実		医師等による指 導・診療・調剤					
収集の相手方及び方法								関から文書、レセ 共ネットワークシ			
事務担当課かい以外の 利用する課かい											
提供先											
提供する項目											
提供方法											

使用する「個人情報記録」	養育医療給付申請書	マニュア 診療報酬明細書	マニュア ル(紙)
	養育医療意見書	マニュア 住民基本台帳(※)	電子
	世帯調書	マニュア	電子
	養育医療費支給申請書	マニュアル(紙)	
	養育医療費変更申請書	マニュアル(紙)	
	養育医療給付台帳	マニュアル(紙)	
備考			

令和6年10月11日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 こども政策課手当給付担当 坪井 内 線 2162

登録番号	8-1-11	変更予定年月日	令和6年12月2日
------	--------	---------	-----------

事務の名称	小児の医療費の助成に関すること。									
変更理由	これまで健康保険証から収集していた健康保険情報について、 令和6年12月2日からのマイナンバーカードの健康保険証利 用への移行に伴い、医療保険者等から情報提供ネットワークシ ステムにより収集することとなるため。									
変更後の登録票	別添									
変更事項	変更前	変更後								
収集の相手方及び方法	①本人から文書、口頭により 収集 ②医療機関、審査支払 機関から文書、レセプトデー タにより収集 ③国 <u>又は他の</u> 地方公共団体 から情報提供ネットワークシ ステムにより収集	①本人から文書、口頭により 収集 ②医療機関、審査支払 機関から文書、レセプトデー タにより収集 ③国、他の地 方公共団体及び医療保険者等 から情報提供ネットワークシ ステムにより収集								

144 - ±v			
備考			

事務担当課かい	こども政策課										
登録番号	8-1-11										
事務の名称	小児の医療費の助成に関すること。										
開始年月日	平成25年4月1日										
変更年月日	令和6年12月2日										
個人情報を取り扱う根拠法令等	障害者自立支援法、障害者自立支援法施行細則										
取り扱う個人情報の範囲	育成医療受給者の個人情報										
個人情報を取り扱う目的	身体に障害のある児童が早期治療による障害の除去ないし軽減を図る場合に、その費用の全部又 は一部を給付するため										
	基:	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目	
	0	個人番号	0	親族関係		職業・職歴		資産状況		団体加入	
	0	氏名		婚姻歴		学業・学歴	0	収入状況		趣味・し好	
	0	整理番号	0	家族状況		地位		納税状況		意見・要望	
		本籍	0	居住状況		資格	0	取引状況		相談記録	
		国籍				成績・評価	0	公的扶助			
個人情報の項目名	0	住所				賞罰					
	0	電話番号									
	0	生年月日			\setminus				_		
	0	年齢			\backslash				_		
	0	性別			\angle		\angle		_		
	0	続柄							_		
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障 害		刑事事件に関す る手続			
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴	0	健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続			
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実		医師等による指 導・診療・調剤					
収集の相手方及び方法	_							関から文書、レセ 共ネットワークシ			
事務担当課かい以外の 利用する課かい											
提供先											
提供する項目											
提供方法											

	育成医療に係る自立支援医療費支給認	マニュア		マニュア
	定申請書	ル (紙)	診療報酬明細書	ル (紙)
	育成医療に係る自立支援医療受給者証	マニュア	住民基本台帳(※)	電子
	等記載事項変更届	ル (紙)		电亅
		マニュア	課税台帳(※)	電子
使用する「個人情報記録」	日立文饭区凉 (月风区凉) 总元音	ル (紙)		电」
	世帯調書	マニュア		
		ル (紙)		
	自立支援医療費(育成医療)支給申請	マニュア		
	書	ル (紙)		
	自立支援医療給付台帳(育成医療)	マニュア		
		ル (紙)		
/# #/				
備考				

様式1 (第3条関係)

令和6年9月6日

行政総務課長 様

こども育成相談課長

個人情報取扱事務登録票作成届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第3条第1項の規定により、別紙のとおり個人情報取扱事務登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 こども育成相談課こども健康担当

内 線 217]

(作成)

登録番号	8-2-13	開始年月日	令和6年7月1日				
事務の名称	母子保健事業に関すること (産前・産後ヘルパー事業)						
事務の概要		込身の不調等により家薬 事や育児の支援を行うぐ					
作成した登録票	別添						
備考							

事務担当課かい	٦	こども育成相談課									
登録番号	8-	8-2-13									
事務の名称	母	母子保健事業に関すること(産前・産後ヘルパー事業)									
開始年月日	令:	令和6年7月1日									
変更年月日											
個人情報を取り扱う根拠法令等	茅	茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー事業実施要綱									
取り扱う個人情報の範囲	産	前・産後ヘルパ-	-利	用者及びその世紀	帯の	個人情	報				
個人情報を取り扱う目的	産	前・産後ヘルパ-	-事	業実施のため							
	基:	本的事項		家族の状況		経歴・	資格等		財産経済状況		その他の項目
		個人番号		親族関係	0	職業・	職歴		資産状況		団体加入
	0	氏名		婚姻歴	0	学業・	学歴	0	収入状況		趣味・し好
		整理番号	0	家族状況		地位		0	納税状況		意見・要望
		本籍		居住状況		資格			取引状況		相談記録
		国籍				成績・	評価	0	公的扶助	0	出産予定日
個人情報の項目名	0	住所	/			賞罰				0	健康状態
	0	電話番号						7			
	0	生年月日			/			7		/	
	0	年齢			7			7			
	0	性別			/			$\overline{/}$			
	0	続柄						$\overline{/}$			
		人種	0	病歴		心身の 害	機能の障		刑事事件に関する手続		
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴	0	健康診果	断等の結		少年の保護事件 に関する手続		
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実	0		による指療・調剤			•	
収集の相手方及び方法	本.	人から文書により	以収	集							
事務担当課かい以外の 利用する課かい											
提供先											
提供する項目											
提供方法											

	住民基本台帳システム(※)	電子	
使用する「個人情報記録」	茅ヶ崎市産前・産後ヘルパー事業利用 申請台帳	電子	
	母子保健情報ファイル	電子	
備考			

家族と赤ちゃんのための産前産後応援事業 (産前・産後ヘルパー事業)【新規】

1 目的

妊娠中や出産後における心身の健康状態が不安定な時期や、育児に不安を抱えている 時期に、安心して子どもを産み育てられるよう、ヘルパーの利用を支援し、妊産婦や家庭 の負担軽減を図ります。

2 予算額

13,285 千円

(単位:千円)

国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
3,576	3,576	_	6, 133	-

(衛生費:母子保健支援事業費)

3 事業内容

妊娠中から心身の不調がある方や産後に回復が思わしくなく体調不良の方、家族・親族等から支援が受けられないなどで家事育児が日常的に困難な家庭が、産前・産後にヘルパーを利用できるよう支援します。

(1) 支援内容

ア 家事に関する支援

食事の準備や後かたづけ、衣類の洗濯・補修、居室等の掃除・整理整頓、生活必 需品の買い物、関係機関との連絡、その他必要な家事援助を行います。

イ 育児に関する支援

授乳、おむつ交換、もく浴介助、適切な育児環境の整備、保育園・学校等への送 迎補助(保護者同伴の場合に限る)、その他必要な育児援助を行います。

(2) 対象期間

母子健康手帳取得後から産後6か月まで

(3) 利用者負担額

1回(2時間)1500円(生活保護世帯・住民税非課税世帯は負担額なし)

(4) 事業開始時期

令和 6(2024)年 7 月予定



こども育成部こども育成相談課 課長 鈴木 俊也 電話 0467 (82) 1111 内線 2179

産前産後にヘルパーを派遣し、家事や育児を助けます!

茅ヶ崎市 産前・産後ヘルパー事業

妊娠中または出産後に、心身の不調等により家事及び育児を行うことが困難な方に対し、 負担の軽減のためヘルパーを派遣する事業です。

- ◆ 対象(いずれも住民票が茅ヶ崎市にある方)
 - 1. 妊婦
 - ※ 疾病や体調不良などについて証明する医師の診断書や、診断書に代わるもの (母性健康管理指導事項連絡カードなど)の提出が必要です。
 - 2. 出産後6か月未満の産婦
 - ※ 妊娠36週6日までに出産した方は、修正月齢で6か月未満となります。
- ◆ 利用料金(1回2時間あたり)
 - 1,500円 ※生活保護・市民税非課税世帯は利用料免除
- ◆ 利用可能日時 月曜日~金曜日(祝日を除く)9:00~17:00
- ◆ 利用可能回数(1回2時間あたり)
 - 1. 産前20回
 - 2. 産後20回(多胎児の場合、産後40回)
 - ※ 産前で利用申請した方で、引き続き産後の利用を希望する場合も、再度利用申請が必要です。

◆ サービス内容

支援できる範囲は「日常的に行う必要がある」家事と育児です。(育児支援は保護者同伴の場合に限る。)

育児に関するもの	提供例				
授乳準備	ミルクを作る準備や片付け等				
おむつ交換	おむつの交換、片付け等				
沐浴準備	準備や湯足し、片付け等				
保育園等への送迎	保育園、幼稚園等への送迎補 助				
その他必要な育児援助	※事業所によって異なります のでご相談ください				

家事に関するもの	提供例				
食事の準備及び片付け	家族の食事の支度				
衣類の洗濯	家族の衣類等の洗濯				
居室等の掃除・ 整理整頓	日常的な掃除、整理整頓				
生活必需品の買い物	生活必需品の買い物				
その他必要な家事援助	※事業所によって異なりま すのでご相談ください				





◆ 申請~利用までの流れ

· 利用申請する

- ・<u>利用希望日の7日前(休業日を除く)まで</u>に申請します。申請方法は市HPをご確認ください。
- ・<u>産前</u>の利用申請をする方は、診断書やそれに代わる書類(母性健康管理指導事項連絡カードなど)の画像を、 非課税・生活保護世帯の方は証明書の画像をご用意いただき、申請時に添付してください。

・申請内容を確認次第、郵送にて必要書類一式を送付します。

利用承認決定 通知書が届く ・サービスを受ける当日に必要となりますので、内容物は必ずなくさないよう保管してください。



事業者を予約

- 事業者に直接、電話等で連絡をし、利用日時や、当日受けたいサービス内容の詳細を決定してください。
- ・事業者により予約状況や受けられるサービス内容は異なります。詳細は市HPの事業者一覧をご確認ください。
- ・希望する日時や事業者で予約が取れない場合もありますので、ご了承ください。

利用を開始す る(当日)

- ・サービス利用前に**利用承認(決定)通知書、利用者カード**をヘルパーに渡してください。 利用者カードは今回の利用回数の部分に押印、通知書は内容を確認してもらい、両方を必ず返却してもらってください。
- ・サービス利用後に、利用料金1,500円をお支払いください。(課税世帯の方のみ。)
- ・買い物の代金など、別途費用が掛かった場合は、そちらもお支払いください。

◆ 申請方法

市のホームページにあるリンク(e-kanagawa電子申請システム)から申請してください。 ホームページに記載されている注意事項をよく読んだうえで申請してください。



事業者の一覧、キャンセル規定、サービスの例なども こちらからご確認ください。

◆ 連絡先

予約のキャンセル・日程変更、サービス内容など<u>利用に係るご質問</u>:直接事業所にご連絡下さい。 必要書類の紛失、申請書類についてなど<u>申請や書類に係るご質問</u>:下記にご連絡下さい。

【問合わせ先】

茅ヶ崎市役所 こども育成相談課こども健康担当

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1-1 TEL:0467-81-7171(直通)

FAX: 0467-82-1435



令和6年10月4日

行政総務課長 様

環境保全課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 環境保全課

環境保全担当 三留

内 線 1231

登録番号	$9 - 2 - 1 \ 0$	変更予定年月日	令和6年11月1日
------	-----------------	---------	-----------

事務の名称	し尿の収集及び浄化槽清掃に関すること							
変更理由	浄化槽の清掃の申込みを現在の1回ごとの電話又は口頭での申込みに加え、定期的な清掃を令和6年11月1日(予定)から申し込めるようにする。その際、申込書の提出方法に電話又は口頭以外を設定するため、個人情報の収集方法が変更となるため。							
変更後の登録票	別添							
変更事項	変更前 変更後							
		~~~						
記録情報の収集方法	汲み取り希望者から電話 <u>又は</u> <u>口頭</u> により収集する	汲み取り希望者から電話 <u>、口</u> <u>頭又は文書</u> により収集する						

本登録票の記載事項の変更に伴い、既存の個人情報ファイル <b>備考</b> 「9-2-10 し尿処理手数料管理システム台帳ファイル についても必要な変更を行う。
----------------------------------------------------------------------------------------

			• • • •	1 TK 4/ 1/ 3/ 3/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/						
事務担当課かい	環	境保全課								
登録番号	9	9 - 2 - 1 0								
事務の名称	L.	し尿の収集及び浄化槽清掃に関すること								
開始年月日	平.	成29年11月6日								
変更年月日	令	和6年11月1日								
個人情報を取り扱う根拠法令等	茅	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、同 施行規則								
取り扱う個人情報の範囲	申	込者及び家族の	個人	情報						
個人情報を取り扱う目的	L.	尿の収集業務及	び浄	化槽清掃業務の	ため	)				
	基	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目
		個人番号		親族関係		職業・職歴		資産状況		団体加入
	0	氏名		婚姻歴		学業・学歴		収入状況		趣味・し好
	0	整理番号	0	家族状況		地位		納税状況		意見・要望
	┢	本籍		居住状況		資格		取引状況		相談記録
		国籍				成績・評価		公的扶助	0	浄化槽汚泥等の 清掃履歴
個人情報の項目名	0	住所				賞罰				
	0	電話番号					$\overline{Z}$			
		生年月日	7		7		7		7	
	Г	年齢	1/		7		/		7	
		性別	1/		1		7		1	
	┢	続柄	1/		1		7		17	
		人種		病歴		心身の機能の障害		刑事事件に関する手続		
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴		健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続		
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実		医師等による指 導・診療・調剤			-	
収集の相手方及び方法	汲	み取り希望者か	· ら電	話、口頭又は文	・ 書に	: :より収集する				
事務担当課かい以外の 利用する課かい										
提供先										
提供する項目										
提供方法										
·										

	し尿処理手数料管理システム台帳 電子	
使用する「個人情報記録」		
備考		

令和6年10月4日

行政総務課長 様

環境保全課長

# 個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの 名称	し尿処理手数料管理システム台帳ファイル					
変更予定年月日	令和6年11月1日					
当該個人情報ファイ						
ルに係る個人情報フ	別添					
ァイル簿						

個人情報取扱事務登録票「9-2-10し尿の収集及び浄化槽清掃に 関すること」の変更に伴い、本個人情報ファイル簿を変更したもので す。

事務担当 環境保全課 環境保全担当 三留

内 線 1231

# 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	し尿処理手数料管理システム台帳						
行政機関等の名称	市長						
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	環境保全課						
個人情報ファイルの利用目的	し尿の収集業務だ	レ尿の収集業務及び浄化槽清掃業務のため					
記録項目	1氏名、2住所、	3電話番号、4家族状況、5浄化槽汚	形等の清掃履歴				
記録範囲	申込者及び家族の個人情報						
記録情報の収集方法	汲み取り希望者から電話、口頭又は文書により収集する						
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まれない						
記録情報の経常的提供先	なし						
開示請求等を受理する組織の	(名 称) 茅ヶ崎市経営総務部行政総務課						
名称及び所在地	(所在地)	〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅	ちヶ崎1-1-1				
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等							
	法第60条第2項第1号 ■ (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 □ (マニュアル処理ファイル)				
個人情報ファイルの種別	政令第21章	条第7項に該当するファイル					
		□ 有 ■ 無					

行政機関等匿名加工情報の提	
案の募集をする個人情報ファ	
イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提	
案を受ける組織の名称及び所	
在地	
行政機関等匿名加工情報の概	
要	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案を受ける	
組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案をするこ	
とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情	
報が含まれているときはその	
旨	
備考	

# し尿の収集業務及び浄化槽清掃業務の概要

浄化槽は、毎年1回の清掃を行うことが浄化槽法により定められています。清掃作業の申込みは電話もしくは窓口にて口頭で受付をしており、毎年の申込みが必要となるため、予約に手間がかかります。そこで、令和6年11月1日(予定)から、新しく一度お申し込みいただくことで、年に1回の周期で作業を行う定期予約申込みを開始する予定です。定期予約には電話や口頭ではなく申込書の提出が必要となり、個人情報の収集方法が変更となるため、個人情報取扱事務登録票の内容を一部変更します。

令和6年度第2回 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会 議題1-(16) 資料

令和6年9月4日

行政総務課長 様

地域保健課長

個人情報取扱事務登録票作成届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第3条第1項の規定により、別紙のとおり個人情報取扱事務登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 地域保健課保健指導担当

内 線 1204

登録番号	_	開始年月日	令和6年11月1日		
-					
事務の名称	災害時のための人工吗	乎吸器装着児者の名簿管	管理に関すること		
事務の概要	着児者に対する支援を 票により人工呼吸器等	づき、災害時及び平時( を行うため、令和6年: 支着児者の氏名、住所、 たなどの個人情報を管理	11月1日から電子帳 生年月日等の基本情		
作成した登録票	別添				
備考					

# 個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	地域保健課、高齢福祉課、障がい福祉課、こども育成相談課、保健予防課									
登録番号	-									
事務の名称	災害時のための人工呼吸器装着児者の名簿管理に関すること									
開始年月日	令;	令和6年11月1日								
変更年月日										
個人情報を取り扱う根拠法令等	災害対策基本法									
取り扱う個人情報の範囲	人工呼吸器装着児者とその家族や支援者									
個人情報を取り扱う目的	災:	害時及び平時にお	おけ	る人工呼吸器装	<b></b>	者に対する支援	を彳	ううため		
	基:	本的事項		家族の状況		経歴・資格等		財産経済状況		その他の項目
		個人番号		親族関係		職業・職歴		資産状況		団体加入
	0	氏名		婚姻歴		学業・学歴		収入状況		趣味・し好
		整理番号	0	家族状況		地位		納税状況		意見・要望
		本籍		居住状況		資格		取引状況		相談記録
	0	国籍				成績・評価		公的扶助		
個人情報の項目名	0	住所				賞罰				
	0	電話番号					$\overline{}$			
	0	生年月日			$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	
	0	年齢			$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	
	0	性別			$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	
	0	続柄			/		/		/	
		人種	0	病歴	0	心身の機能の障 害		刑事事件に関す る手続		
要配慮個人情報の取扱い		信条		犯罪の経歴	0	健康診断等の結 果		少年の保護事件 に関する手続		
		社会的身分		犯罪により害を 被った事実	0	医師等による指 導・診療・調剤				
収集の相手方及び方法		①本人又は家族から文書・口頭などにより収集								
1人本が旧丁月及U7月広	②医療機関、療育機関、教育機関等から文書等により収集									
事務担当課かい以外の										
利用する課かい										
提供先										
提供する項目										
提供方法										

使用する「個人情報記録」	人工呼吸器装着児者名簿電子	
備考		

情報公開請求に係る存否応答拒否事例について(概要)

#### 1.「存否応答拒否」について

行政文書の公開請求の対象となった文書が存在するかしないかを答えるだけで、非公開情報を公開した場合と同様に個人の権利利益を侵害するおそれがあるなどの場合は、その対象文書の存否を明らかにしないで、請求を拒むことができることが、茅ヶ崎市情報公開条例の第8条に規定されている。

行政文書は公開を原則としているため、本規定に基づき実施機関が存否応答拒否の決定を行った場合は、条例の適正な運用を確保するために、審議会へ報告することとされている。

### 2. 報告内容

地域保健課において、行政文書の公開請求に対して存否応答拒否を行った事例について報告する。

#### 【請求の内容】

外部公益通報に係る書類

#### 【存否応答拒否とした理由】

今回の行政文書の公開請求において請求された、外部公益通報に係る書類は、その存否を答えるだけで、特定個人からの公益通報があったか否かという情報を明らかにすることと等しく、茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号に規定する、特定の個人が識別され、若しくはされ得る情報に該当する非公開情報を公開することとなる。

また、その存否を答えるだけで、特定法人への公益通報があったか否かという情報を明らかにすること と等しく、茅ヶ崎市情報公開条例第5条第2号に規定する、公開することにより当該法人の権利、競争上 の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する非公開情報を公開することとなる。

以上の理由から、当該請求に対しては行政文書の存否を明らかにせず、茅ヶ崎市情報公開条例第8条に 基づく存否応答拒否を行うこととした。

# 保有個人情報等に係る事故報告書 (茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会用報告書)

発生日	令和6年6月6日
発生場所	個人情報取扱委託事業者 株式会社 イセトー
発生事案	■ 漏えい ■ 毀損 □ 滅失 □ その他( )
経過の報告	6月6日11:40 個人情報管理責任者(選挙管理委員会事務局次長) へ報告 6月6日11:40 個人情報上級管理責任者(選挙管理委員会事務局 長)へ報告 6月6日11:45 個人情報副統括管理責任者(行政総務課長)へ報告 6月6日17:00 個人情報統括管理責任者(経営総務部長)へ報告 6月7日15:15 個人情報最高管理責任者(副市長)へ報告
事故等の内容、経緯、講じた措置など	【概要・被害状況】 ・令和6年6月6日(木)に、選挙に係る投票所入場整理券の印刷、封入、封緘作業を委託している株式会社イセトーから、5月26日に社内の一部サーバー及びPCへのランサムウェア感染が発生し、当該PCの内部には、本市の入場整理券の宛名データ(住所、氏名等)が記載されたPDFファイル47件が保管されていることが確認されたが、当該ファイルの外部への流出は現在調査中のため不明との報告を受けた。  【原因】 ・サイバー攻撃 ・個人情報特記事項に定める「完了後の廃棄」の外、「再委託の禁止」「複写の禁止」が遵守されていなかったこと。  【経緯】 6月6日 11時35分 ・イセトー横浜支店より入電。選挙管理委員会事務局職員が本件についての説明を受ける。 ・本日14時以降に選挙管理委員会事務局へ来所するよう指示。同日 11時40分 ・選挙管理委員会事務局内において情報を共有。同日 11時45分 ・行政総務課及びデジタル推進課に状況を報告(第一報)。同日 15時23分 ・イセトー横浜支店社員2名が事務局へ来所し、行政総務課、デジタル・イセトー横浜支店社員2名が事務局へ来所し、行政総務課、デジタル・イセトー横浜支店社員2名が事務局へ来所し、行政総務課、デジタル・イセトー横浜支店社員2名が事務局へ来所し、行政総務課、デジタル

推進課、防災対策課の職員が同席のもと、本件についての説明を受ける。

- ・本件についての報告書を速やかに提出するよう指示。
- ・個人情報の漏えいのおそれのある対象者の特定について、早急に実施 するよう指示。
- ・本件について、詳細のわかる担当者から再度説明をするよう指示。
- ・説明の都度、議事録の作成をするよう指示。

#### 6月10日

- ・イセトー横浜支店から、次のとおり報告があった。
- ・PC61台、サーバー3台がコンピュータウイルスに感染し、PC内に、PDFファイル47件が保管されていた。正確な人数については、他にPDFファイル等が保管されているかどうかと併せ、現在調査中。
- ・当該PDFファイルの外部への流出等については、外部専門機関に おいて調査中。

#### 7月3日

- ・イセトー横浜支店から、次のとおり報告があった。
- ・PC内に保管されていたPDFファイルについては次のとおり。

案件:令和5年茅ヶ崎市議会議員選挙入場整理券

件数:47通(66名) ※パスワードあり

・現時点において、当該PDFファイルの外部への流出等は確認されていない。

#### 7月10日

・当委員会及び委託先からの通知文書を同封し、個人情報の漏えいのおそれのある66名に対し、通知(郵送)した。

# 【再発防止策】

・個人情報の破棄完了に係る報告書の提出を別途求める。

担当者名	所属 選挙管理委員会事務局 (矢野・鈴木) 内線 3251、3252
備考	添付 記者発表資料

 茅
 方
 崎
 市
 記
 者
 発
 表
 資
 料

 2
 0
 2
 4
 年
 6
 月
 7
 日

 選挙管理委員会事務局
 次長
 仲手川
 武

 電話0467(82)11111
 内線3259

### 委託業者におけるコンピューターウイルス感染について

投票所入場整理券の作成を委託している株式会社イセトーから、サイバー攻撃によりコンピューターウイルスに感染し、個人情報流出のおそれがある事案が発生したと報告がありました。

# 流出のおそれのあるデータ

令和5年4月執行の統一地方選挙における投票所入場整理券の宛名データ(住所・氏名) 47件(現在調査中のため正確な数字は不明)

※現時点で、第三者への流出は確認されておりません。

#### 経過

- 5月26日 株式会社イセトーが身代金要求型ウイルス・ランサムウェアの被害を 受けました。
- 6月 6日 株式会社イセトーの社内調査の結果、個人情報を含むデータが流出したお それがあることが分かり、選挙管理委員会事務局に報告がありました。

# 今後の対応

株式会社イセトーに対し、流出の有無の確認をするとともに、速やかな社内調査の実施、報告と適切な対策を求めています。